特定施設入居者生活介護　壱岐市立老人ホーム

重要事項説明書

１、事業所概要

事業所名　　壱岐市立老人ホーム
所在地　　壱岐市勝本町本宮南触１３２３番地７
管理者名　　施設長　吉田　博之
事業種別　　特定施設入居者生活介護
指定年月日　令和５年４月１日
事業所番号　4272100290

２、職員体制及び職務の内容

①管理者　　１名
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
②生活相談員　　１名　（利用者１００名まで）
利用者の生活全般の相談・社会生活に必要な支援を行います。
③計画作成担当者　１名　（利用者１００名まで）
利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定施設サービス計画を作成します。
④看護職員　　２名　（利用者３０名に対し１名、５０名の増加までは１名）
利用者の心身の状況・健康状態を把握し必要な支援や医療機関との連携を図ります。
⑤介護職員　　２０名　（利用者３人に対し１名）
利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援します。
なお、介護職員は、要介護者のサービス利用に支障がないときは、要介護者以外の入所者にサービスの提供を行います。
⑥機能訓練指導員　１名
利用者の心身の状況を踏まえて機能訓練を行います。

３、サービスの内容

〔１〕基本サービス

①特定施設サービス計画の立案
利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認
定期的な巡回を行い、安否の確認を行います。体調不良の利用者に対して適時巡回を実施します。

③生活相談等
生活相談員をはじめ従事者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

④緊急時等の対応

利用者の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに、主治医又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。又、その内容について関係職員に周知徹底する。

緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

⑤非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を作成し防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年２回、定期的に避難訓練を行う。

〔２〕設備の使用、手続き及び介護サービス等

次の事項などのほか、入所に関する契約書の規定によりますのでご参照ください。

①居室

当施設の居室は一人部屋です。入所後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

◎居室移動に関する事項

ア　利用者は、原則として、入所時の空室を利用します。ただし、適切に介護サービスを受けることに困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一　日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

二　現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

三　より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

四　その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しく支障があるとき

五　利用者の体調や状況によって、一時介護室に変更することもあります。

イ　事業所は、特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

ウ　居室の移動を希望する利用者は、職員へ伝えてください。協議を行い出来る限り希望に副えるよう検討しますが、他の利用者の都合もあり、しばらく待っていただく場合もあります。

エ　本人の希望により居室の移動をした場合は、移動する前に使用していた居室については入所前の現状に復し、その費用を負担していただきます。

② 食事

朝食　　０８：１５　～　０９：００
昼食　　１１：１５　～　１２：３０
夕食　　１６：１５　～　１７：３０

・食事の形態は、利用者の摂取状況に合わせて調理します。
・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って提供します。

④ その他

日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って提供します。

⑤ 機能訓練

施設内で健康体操などの運動を実施、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って、提供します。

⑥ 事故発生の対応

事故が発生した場合は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び管理者や壱岐市長寿支援課、利用者の家族等に連絡を行います。必要な処置をした後、「事故報告書」を提出します。事故報告を受けた事故防止委員会の委員は、事故内容を伝達するとともに対応を指示します。事故の状況や経過を詳細に記録し、後日、同様の事故が発生しないように事故防止委員会で事故の状況・経過・分析・評価、再発防止のための取り組みを検討・全職員へ周知します。

⑦　健康管理

健康状態の把握のため、原則毎月１回の血圧・体重測定、年１回の胸部レントゲン撮影、年２回の健康診断を実施します。希望者には往診時、医務室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、嘱託医以外の主治医定期受診は事業所で対応できます。希望による外来受診は外来は原則として、ご利用者本人にて受診となっております。利用者ご本人による通院が難しい場合は、ご家族での通院をお願いします。ただし、緊急の場合には、事業所で対応いたします。

⑦ その他のサービス

① 理美容

毎月２回、理美容の機会を設けてあります。

② レクリエーション

年間を通して、季節行事やボウリング・手芸等を実施しています。

4　利用料金（報酬告示関係　１単位：１０円）

〔1〕保険が適用される基本料金（介護給付）

別表１
介護保険改正等に金額の変更があります。

〔２〕その他自己負担となるもの（保険外の費用）

① 理美容代
② 特別に必要とする食事代
③ テレビや冷蔵庫等を居室で使用した際の電気代
④ その他、施設行事で実費が発生した場合

〔３〕支払方法

利用者は、当月請求額を翌月月末までに徴収します。

５　苦情相談

①苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室　窓口担当者：二見 都世（計画作成担当者）
電話　0920－43－0049

※行政機関その他の苦情受付機関

壱岐市　健康未来部　保険課
〒811-5392　長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦562番地　　TEL.0920-45-1111(代表)

長崎県　福祉保健部　長寿社会課
〒850-8570　長崎県長崎市尾上町３－１　　℡095-824-1111（代表）
内線2431～2437

長崎県国民健康保険団体連合会　（介護苦情申立）
〒850-0025　長崎県長崎市今博多町８番地２
電話番号：095-826-1599　ＦＡＸ番号：095-826-1779
受付時間：９時００分～１７時００分（土日、祝日を除く）

②申し出内容の報告・確認

苦情受付担当者が苦情申し出人に内容を確認した上で、早急に養護老人ホームの苦情解決責任者に報告するものとし、必要に応じて第三者委員へ報告します。その際、第三者委員の助言、話し合いへの立ち合いの要否について苦情申し出人の意向を確認します。

苦情解決責任者は利用者からの苦情について、原因及び解決方策などの検討を行います。

苦情申込人と苦情解決責任者は苦情申し出の内容を解決するための話し合いを、苦情申出日から二週間以内に行います。

苦情受付担当者は話し合いの結果や改善を約束した事項を記録し、話し合いの当事者間及び第三者委員で確認します。

令和　年　月　日

当事業所の特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書並びに本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

「事　業　者」

〈事　業　者　名〉　壱岐市立老人ホーム
〈事 業 者 住 所〉　〒811-5545　壱岐市勝本町本宮南触１３２３番地７号
〈電　話　番　号〉　　０９２０－４３－００４９
〈管 理者職氏名〉　　施設長　　吉田　博之　印

私は、契約書並及び契約書別紙並びに本書面により、事業者から特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

「契　約　者」（利用者）

〈利 用 者 住 所〉　〒811-5545
長崎県壱岐市勝本町本宮南触１３２３番地７号

〈利 用 者 氏 名〉　　印

「署名代行者」（身元引受人）私は、本人に代わり、上記署名を行いました。
私は、本人の契約意思を確認しました。

〈　住　　所　〉〒

〈　氏　　名　〉

〈　利用者との関係　〉

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名または記名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

別表１

利用料金（一割負担）

保険が適用される基本料金（報酬告示関係　１単位：１０円）			
一日あたりの料金	（要介護１）	５４２単位	５，４２０円
	（要介護２）	６０９単位	６，０９０円
	（要介護３）	６７９単位	６，７９０円
	（要介護４）	７４４単位	７，４４０円
	（要介護５）	８１３単位	８，１３０円
サービス提供体制強化加算Ⅱ			
一日あたりの料金		１８単位	１８０円

利用料金（二割負担）

保険が適用される基本料金（報酬告示関係　１単位：１０円）			
一日あたりの料金	（要介護１）	５４２単位	１０，８４０円
	（要介護２）	６０９単位	１２，１８０円
	（要介護３）	６７９単位	１３，５８０円
	（要介護４）	７４４単位	１４，８８０円
	（要介護５）	８１３単位	１６，２６０円
サービス提供体制強化加算Ⅱ			
一日あたりの料金		１８単位	３６０円

利用料金（三割負担）

保険が適用される基本料金（報酬告示関係　１単位：１０円）			
一日あたりの料金	（要介護１）	５４２単位	１６，２６０円
	（要介護２）	６０９単位	１８，２７０円
	（要介護３）	６７９単位	２０，３７０円
	（要介護４）	７４４単位	２２，３２０円
	（要介護５）	８１３単位	２４，３９０円
サービス提供体制強化加算Ⅱ			
一日あたりの料金		１８単位	５４０円

別紙２

施設内居室等の状況

区分	室数	床面積(㎡)	区分	室数	床面積(㎡)
居室	110	1315.2	介護職員室	2	59.2
居室(ショートステイ)			面接室		
静養室	1	24	洗濯室(場)	4	79
食堂	1	108	汚物処理室	1	3.2
集会室(機能訓練室)	1	248	霊安室	1	3.5
浴室	5	73.5	看護職員室		
洗面所	5	13.2	機能回復訓練室		
便所	17	143.6	介護材料室	3	26.6
医務室	1	33.8	談話室	3	62.6
調理室	1	93	散髪室	1	22
事務室	3	47.7	機械室	1	7.7
宿直室	1	24			

個室・二人部屋の状況（広さ）

区分	室数	床面積(㎡)	1人あたり面積(㎡)
個室	80	900	12
個室	26	331.2	12.7
二人室	2	25.6	12.7